

## 地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価実施要領

### 1 趣 旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づく、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績等に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し、必要な事項を定める。

### 2 評価の基本方針

- (1) 中期目標・中期計画の達成状況等から法人の業務運営等に関して多面的な観点から総合的に評価を行い、法人運営の質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通して、中期目標・中期計画の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取り組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。

### 3 評価の種類

法第 28 条第 1 項の規定に基づき、次の表に掲げる評価を行う。

評価の種類	実施時期	内容
各事業年度における業務の実績に関する評価 (年度評価)	毎事業年度終了後	各事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの
中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価 (中期目標期間見込評価)	中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成見込みの調査・分析をし、中期目標期間における業務の実績の見込み全体について総合的に評価するもの
中期目標の期間における業務の実績に関する評価 (中期目標期間評価)	中期目標の期間の最後の事業年度終了後	中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

#### 4 各事業年度における業務の実績に関する評価（年度評価）

年度評価は、当該年度計画に定めた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとし、次の手順により評価を行う。

##### (1) 項目別評価

###### ① 法人による自己評価

法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の評価基準により自己評価を行い、法第28条第2項及び西都市地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務運営等に関する規則（平成27年西都市規則第34号）第8条第1項の規定に基づき作成する報告書（以下「業務実績報告書」という。）に記載する。

##### 【評価基準】

評価	判断基準
5	年度計画を大幅に上回って達成している
4	年度計画を上回って達成している
3	年度計画を概ね達成している
2	年度計画を下回っている
1	年度計画を大幅に下回っている

###### ② 小項目評価

法人の自己評価の妥当性を検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様の評価基準により評価を行う。

なお、評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

##### (2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

#### 5 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価（中期目標期間見込評価）

中期目標期間見込評価は、中期目標及び中期計画に定めた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとし、次の手順により評価を行う。

##### (1) 項目別評価

###### ① 法人による自己評価

法人は、中期目標の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について、中期目標及び中期計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとに次の評価基準により自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。

【評価基準】

評価	判断基準
5	目標を大幅に上回って達成する
4	目標を上回って達成する
3	目標を概ね達成する
2	目標を下回る
1	目標を大幅に下回る

② 小項目評価

法人の自己評価の妥当性を検証し、中期目標の小項目ごとの達成見込みについて、法人の自己評価と同様の評価基準により評価を行う。

なお、評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成見込みについて、記述式による評価を行う。

6 中期目標の期間における業務の実績に関する評価（中期目標期間評価）

中期目標期間評価は、中期目標及び中期計画に定めた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとし、次の手順で評価する。

(1) 項目別評価

① 法人による自己評価

法人は、中期目標の期間における業務の実績について、中期目標及び中期計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとに次の評価基準により自己評価を行い、業務実績報告書に記載する。

【評価基準】

評価	判断基準
5	目標を大幅に上回って達成している
4	目標を上回って達成している
3	目標を概ね達成している
2	目標を下回っている
1	目標を大幅に下回っている

## ② 小項目評価

法人の自己評価の妥当性を検証し、中期目標の小項目ごとの達成状況について、法人の自己評価と同様の評価基準により評価を行う。

なお、評価が法人の自己評価と異なる場合は、評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

## (2) 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の全体的な達成状況について、記述式による総合的な評価を行う。

## 7 評価の進め方

### (1) 報告書の提出

法人は、評価の実施時期の属する年度の6月末日までに業務実績報告書を市長に提出する。

### (2) 評価の実施

市長は提出された報告書を評価するに当たり、評価委員会に諮問する。

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査・分析し、評価意見を答申する。

### (3) 意見申立て機会の付与

市長は、評価意見（答申）を参照して評価結果を決定する。その決定に当たり、評価の透明性・正確性を確保するため、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

### (4) 評価結果の通知及び報告

市長は、評価を決定した後、法人にその評価結果を通知し、公表するとともに、議会に報告する。

## 8 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討や、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、評価結果を活用するものとする。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、法人の業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年6月27日から施行する。

### 附 則（令和4年7月29日一部改正）

この要領は、令和4年7月29日から施行し、令和3事業年度における業務の実績に関する評価及び第2期中期目標期間における業務の実績に関する評価から適用する。